

第59回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録
(意見及び回答)

日 時:令和4年2月1日(火)~7日(月)

場 所:書面開催

第59回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意見	
	<p>地域森林計画における森林の保全についての考え方に即しているものと考えますが、森林面積は縮小方向が続いているので、水源涵養ならびに生物多様性保全の観点から心配になります。</p>
回答	
	<p>地域森林計画では、「森林整備及び保全方針」として、「水源涵養機能の維持増進を図るべき森林」の区域を定め、保安林の指定やその他適切な管理を推進するほか、「生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林」については、森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとしています。</p> <p>また、「森林整備基準等」として、「土地の形質の変更にあって留意すべき事項」を定め、下記の保全措置等を適切に講ずることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう実施区域を選定・ 雨水等の適切な処理のため排水・貯留施設等を配置・ 土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設置 <p>今後も、地域森林計画対象森林内での開発行為については、「森林整備及び保全指針」、「森林整備基準等」に基づき、森林内での開発行為が水源涵養機能や生物多様性保全に影響を及ぼすことがないように、適切な指導を行ってまいります。</p>

意見

<p>長年委員を務めさせていただいているが、森林面積の減少の案件ばかりであったが、今回初めて増加が出て安堵の思いもある。</p> <p>高山市の⑧の件は、事業完了から20年以上であるが、何故今になっての変更か？</p>

回答

<p>林地開発が行われた区域については、通常は開発完了の次年度に、開発図面に基づき、地域森林計画対象区域の修正を行っています。</p> <p>高山市⑧の件は、昨年度、農林事務所が地域森林計画対象区域を確認したところ、開発区域との相違が判明したものです。</p> <p>相違の原因については、当時の地域森林計画対象区域の修正に関する文書の保存期間が満了しており、不明です。</p>
